

「後期高齢者医療被保険者証」 8月に更新

75歳以上の方（または、一定以上の障害をお持ちの方）に交付している「後期高齢者医療被保険者証」（藤色の証）は、有効期限が平成30年7月31日までとなります。

8月1日からの新しい被保険者証（青竹色）は、7月下旬までに簡易書留【*】でお送りします。

新しい被保険者証が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、ご不明な点は、問い合わせください。

なお、現在ご利用の被保険者証は、8月1日から使用できなくなります。有効期限が切れた後は、内容が読み取れないように、細断して処分していただくか、保健福祉センター・住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張所）まで返還してください。

【*】簡易書留：郵便局の配達員が直接手渡しして配達します。受け取り時に受領印などが必要になります。配達時に不在の場合は、郵便局の配達員が「不在連絡票」を置いていきますので、「不在連絡票」に記載の「羽村郵便局コールセンター」（電話042（555）3422）に必ずご連絡のうえ、再配達を受けてください。

●有効期限

新しい被保険者証の有効期限は、再来年の7月31日までとなります。

●負担割合

医療機関にかかる際の自己負担割合は、平成30年度の住民税課税所得や収入（平成29年中）に応じて、1割または3割となります。

●ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品とは、後発医薬品とも呼ばれ、薬によっては新薬の特許が切れた後に、新薬と同等の成分で作られる医薬品です。

安全性や効果も実証されており、新薬に比べて低価格で利用することが

できます。このジェネリック医薬品を利用することで、継続的に服用している人ほど、薬代を低く抑えることができます。ジェネリック医薬品を処方してもらうには、まず医師や薬剤師に相談しましょう。相談しにくい場合は、被保険者証に同封の「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください。

※ジェネリック医薬品を希望した場合でも、新薬しかない場合もあります。また、ジェネリック医薬品は有効成分が新薬と同じでも、その他の添加剤の違いから、今までの薬と比べて、他の薬などとの飲み合わせが変わることもあります。詳しくは、医師・薬剤師に相談してください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

みんなで助け合う地域づくり住民交流会

6月17日（日）に「みんなで助け合う地域づくりフォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、「住民みんなが参加して創る助け合いのある地域づくり」についての講演とゲームなどでワイワイと楽しみながら「助け合い」を考える機会となりました。

その続きとして、7月8日（日）に「みんなで助け合う地域づくり住民交流会」としてさらに具体的な助け合い活動について、皆様と話し合ってみたいと考えています。

フォーラムにご参加いただけなかった方も、ぜひこの交流会にご参加いただき「助け合いのある地域づくり」を考える機会となっただけならばと思います。

【日時】7月8日（日）午後1時30分～

【会場】福社会館 集会室（1階）

* 駐車場・・・氷川小学校校庭利用可

※申込み・問い合わせは、

福祉保健課 ☎83-2777

地域包括支援センター ☎83-8555

* 当日参加もできますが、準備の都合上なるべく事前にお申し込みください。